電気用品の技術基準の解説

改定前の解説(解説本 第 15 版 836 ページ)	改定した解説
別表第八附表第六の解説	
1. 本附表は、電気用品の表示の方法について規定したものである。	1. 本附表は、電気用品の表示の方法について規定したものである。
	2. スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真引伸機用ラン
	プハウスにおいて、「放電灯、変圧器又は電動機を有するもの」には、ランプ制御装置を有するものも含
	<u>tr.</u>
	3. スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機、写真引伸機用ランプ
	ハウス及び充電式携帯電灯において、使用者が交換できない光源は、「適用電灯」とはみなさない。
	4. エレクトロニックフラッシュにおいて、「変圧器又は電動機を有するもの」には、ランプ制御装置を有
	するものも含む。

(当該部解釈)

別表第八附表第六 電気用品の表示の方式(抜粋)

最長田口		表示の方式	
電気用品		表示すべき事項	表示の方法
写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、そ	1 3	定格電圧	表面の見やすい箇所に容易に
の他の白熱電灯器具及び放電灯器具並びにエ	2 7	定格消費電力(放電灯、変圧器、電動機又は ランプ制御装置 を有するものの場合に限る。)	消えない方法で表示すること。
ル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、検卵	3 j	適用光源の定格消費電力(使用者が交換できる光源をもつもの に限る。)	
器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり	4 3	定格周波数(放電灯、変圧器、電動機又は ランプ制御装置 を有するものの場合に限る。)	
下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ並びに庭園	5 J	屋外用のものにあっては、その旨(その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル・イー・ディー・電灯器具の場合に限る。)	
灯器具	6 J	屋内用のものにあっては、その旨(広告灯及びハンドランプの場合に限る。)	
	7	二重絶縁構造のものにあっては、□ の記号	
スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反	1 3	定格電圧	表面の見やすい箇所に容易に
射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真	2 3	定格消費電力(<u>放電灯、変圧器又は電動機を有するもの^(解説 2)</u> の場合に限る。)	消えない方法で表示すること。
引伸機用ランプハウス	3 <u>ì</u>	適用電灯 ^(解説 3) の定格電圧及び定格消費電力	
	4 7	定格周波数(<u>放電灯、変圧器又は電動機を有するもの^(解説 2)</u> の場合に限る。)	
	5	二重絶縁構造のものにあっては、□ の記号	

エレクトロニックフラッシュ	1 定格電圧	表面の見やすい箇所に容易に
	2 定格蓄積電力量	消えない方法で表示すること。
	3 モデリングランプを有するものにあっては、その定格電圧及び定格消費電力	
	4 定格周波数(<u>変圧器又は電動機を有するもの^(解説 4)</u> の場合に限る。)	
	5 二重絶縁構造のものにあっては、□ の記号	
充電式携帯電灯	1 定格電圧	表面の見やすい箇所に容易に
	2 定格消費電力	消えない方法で表示すること。
	3 <u>適用電灯^(解説3)の定格消費</u> 電力	
	4 定格周波数	
	5 二重絶縁構造のものにあっては、□ の記号	